

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案新旧対照条文

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 〇・エチルホスホロジチオアート</p> <p>二 S・S・ビス（一・メチルプロピル）</p> <p>三 O・エチルホスホロジチオアート</p> <p>別名カズサホス）及びこれを含有する製剤。</p> <p>ただし、S・S・ビス（一・メチルプロピル</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 〇・エチルホスホロジチオアート</p> <p>二 S・S・ビス（一・メチルプロピル）</p> <p>三 O・エチルホスホロジチオアート</p> <p>別名カズサホス）及びこれを含有する製剤。</p> <p>ただし、S・S・ビス（一・メチルプロピル</p>

（ ） 〇・エチル〇ホスホロジチオアート〇

%以下を含有するものを除く。

二十三〜三十 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものをのぞく。

(1) (21) (略)

(22) 四・クロロ・ニ・シアノ・N・N・ジメ

チル・五・パラ・トリルイミダゾール・

・スルホンアミド及びこれを含有する製剤

(23) (30) (略)

二十三〜三十 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものをのぞく。

(1) (21) (略)

(22) (29) (略)

八十の二 | S・S・ビス(一・メチルプロピル
 三十三了八十 (略)
 (114) | 有する製剤
 (134) | (略)
 (113) | 四・プロモ・二・(四・クロロフェニル
 (70) | アセトニトリル及びこれを含有する製剤
 (112) | (略)
 (69) | 二・シクロヘキシリデン・二・フェニル
 (32) | キシ(プロピオンアミドを含有する製剤
 (68) | (略)
 (31) | N・(一・シアノ・(一・二・ジメチル
 プロピル)・二・(二・四ジクロロフェノ

三十三了八十 (略)
 (110) | (67) | (30) |
 (130) | (109) | (66) |
 (略) | (略) | (略) |

（〓〓〓〓〓〓）〓〓〓〓〓〓（別

名カズサホス）〓〓〓〓〓〓以下を含有する製剤。

ただし、〓〓〓〓〓〓（〓〓〓〓〓〓）〓〓〓〓〓〓

（〓〓〓〓〓〓）〓〓〓〓〓〓ホスホロジチオアート〓〓〓〓

以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十の〓〓〓〓八十の五（略）

八十一〓百九（略）

2
（略）

八十の〓〓〓〓八十の四（略）

八十一〓百九（略）

2
（略）